

社会保障・税番号制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、全額を国において措置すること。
特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。
2. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じるとともに、技術的支援の拡充を図ること。
特に、中間サーバー・プラットフォームの次期システム構築に係る経費について、全額を国において措置すること。
3. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すとともに、情報提供ネットワークシステムや自治体中間サーバーの運用に必要な情報を一本化し、適切で分かりやすい情報提供を行うこと。
4. 番号制度を円滑に進めるため、番号制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図るとともに、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。
5. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大について検討すること。
また、都市自治体における個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の非識別加工情報の仕組みなどに関し、法律による整備も含めた検討を行うこと。

6. 制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、事務的負担の軽減を図ること。

7. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。